

横浜市川づくりコーディネーター制度要綱

制定 令和2年3月30日

最近改定 令和8年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、生物多様性に配慮した河川・水路環境の改善・保全を図るための市民協働による川づくりにおいて、横浜市が支援を行うにあたり、支援の内容等を定め、支援の申請に際し必要な事項を定めること並びに市民が川づくり団体を結成することを横浜市が後押しすること及びその際に必要な事項を定めることを目的とする。

(川づくりの定義)

第2条 この要綱において川づくりとは、市民自らの手により行う、生物多様性に配慮した環境づくりの推進を図る取組のことを指す。

(支援内容)

第3条 横浜市川づくりコーディネーター制度における支援内容は以下のとおりとする。

- (1) 川づくりコーディネーター（「横浜市川づくりコーディネーターの登録等に関する要綱」により登録された者をいう。）の派遣
- (2) 川づくりに関する資材の支給
- (3) 川づくりに関する情報の提供

(支援対象となる活動場所)

第4条 横浜市川づくりコーディネーター制度の支援対象となる活動場所は、横浜市下水道河川局河川部が管理又は施工・維持を所管する河川（河川法が適用又は準用される河川）及び水路とする。

(支援期間)

第5条 支援期間は市長が定めた支援開始日から起算し、支援開始日と同一年度の中で最長1年間とする。

- 2 前項に定める支援期間終了後も継続して支援を希望するものについては、市長が定めた支援開始日から起算し最長10年間まで支援することができる。ただし、支援の延長の可否については年度ごとに審査を行い決定するものとする。

(支援を申請することができる者)

第6条 次の各号をいずれも満たす者は、横浜市川づくりコーディネーター制度における支援を申請することができる。

- (1) 地域住民又は自治会・町内会、商店会、学校、企業、NPO法人等に所属する者により構成される5名以上の団体（団体構成員のうち、少なくとも1名は成年に達している者であること。また、団体の代表者は成年に達している者でなければならない。）
- (2) 制度の趣旨に賛同し、生物多様性に配慮した河川環境の再生・保全のための川づくり、維持管理、水辺の利活用を実施しようとする団体

(支援の申請)

第7条 横浜市川づくりコーディネーター制度における支援を受けようとする者は、川づくり支援申請書（第1号様式）、実施したい川づくりの内容（第2号様式）及び川づくり団体構成員名簿（第3号様式）を市長へ提出しなければならない。

- 2 支援期間終了後も継続して支援を希望する場合は、川づくり支援申請書（第1号様式）、実施したい川づくりの内容（第2号様式）及び川づくり団体構成員名簿（第3号様式）を支援終了日の1か月前までに市長へ提出しなければならない。

(支援の書類審査)

第8条 前条による申請があった場合、市長は下水道河川局河川部河川流域調整課に審査を行わせ、支援の可否を決定する。

- 2 前項の審査にあたっては、制度の趣旨や目的への適合性、河川及び水路の管理や既存の川づくりへの影響等を総合的に考慮することとする。
- 3 次の各号のいずれかに該当する場合には支援を行わないものとする。
 - (1) 申請内容が制度の趣旨、目的に合致しないと認められる場合
 - (2) 申請された区間において支援期間中の別の川づくりが行われている場合
 - (3) 申請された区間において既に別の川づくりプランが認定されたことがある場合
 - (4) 申請された区間において横浜市が行う整備及び維持管理のための工事等が予定されている等、申請内容が横浜市の事業に支障を及ぼすと認められる場合
- 4 継続して支援を受けようとする申請については、前項により定めた項目に加え、これまでの活動内容等を踏まえて審査するものとする。

(審査結果の通知)

第9条 市長は前条による審査の結果について、川づくり支援審査結果通知書（第4号様式）により通知する。

(支援内容の決定)

第10条 市長は、支援を行う場合には、実施したい川づくりの内容（第2号様式）を参考にして支援内容を定めるものとする。

(支援の実施)

第11条 市長は、前条により定めた支援内容に基づき、川づくりを行うもの（以下「実施者」という。）に支援を行う。

(川づくりコーディネーターの派遣)

第12条 実施者は、川づくりコーディネーターの派遣を希望する場合には、川づくりコーディネーター派遣依頼書（第5号様式）を派遣希望日の14日前までに市長に提出するものとする。

- 2 希望理由及び予算の執行状況によっては、派遣を行わない場合がある。
- 3 川づくりコーディネーターの派遣形態については、対面又はWEB会議によるものとする。

(川づくりコーディネーターの派遣人数)

第13条 川づくりコーディネーターの派遣人数は、支援開始日から4年間は延べ48人までとし、以降は1年間に6人までとする。ただし、支援開始日から4年間において、1年間に派遣できる川づくりコーディネーターの人数は24人までとする。

- 2 同時に派遣できる川づくりコーディネーターの人数に上限は設けないものとする。

(川づくりの検討)

第14条 実施者は、川づくりコーディネーターの支援を受けて川づくりに関するワーキング、勉強会、見学会等を行い、川づくりの内容を検討するものとする。

(川づくりプランの作成)

第15条 前条の検討の結果、川づくりを行おうとする場合には、実施者は川づくりコーディネーター及び横浜市と相談しながら川づくりプランを作成し、川づくりプラン申請書（第6号様式）と併せて市長へ提出しなければならない。

- 2 川づくりにあたり資材の支給を必要とする場合には、川づくりプランにおいてその内容等を記載しなければならない。

(川づくりプランの審査)

第16条 前条第1項により実施者から川づくりプランが提出されたとき、市長は、下水道河川局河川部河川流域調整課に審査を行わせ、川づくりプラン認定の可否を決定する。

- 2 前項の審査にあたっては、その内容が治水上問題を生じないこと、生物多様性に配慮した河川環境の改善・保全に有益であること、市民自らの手により実行可能であること、許認可等の必要性等を総合的に考慮するものとする。

(川づくりプラン審査結果の通知)

第17条 市長は、前条による審査の結果について川づくりプラン審査結果通知書（第7号様式）により申請者に通知する。

(川づくりの実施)

第18条 前条により、川づくりプランを認定する通知を受けた実施者は、川づくりプランに従って川づくりを行うものとする。

(資材の支給)

第19条 資材の支給は川づくりに必要となるものに限る。

- 2 資材の支給は当初の支援開始日から4年間までとし、川づくりプランの承認日以降に行うものとする。
- 3 資材の支給を希望する場合、実施者は川づくり資材支給申請書（第8号様式）を市長に提出するものとする。ただし、提出できるのは川づくりプランの承認日以降とし、川づくりプランの承認日より前の提出については受理しない。
- 4 資材の支給については、提出された川づくり資材支給申請書を基に検討の上、決定するものとする。検討の結果及び予算の執行状況によっては申請のあった資材について、全部又は一部の支給を制限する場合がある。

(活動報告)

第20条 実施者は、支援を受けた活動を実施した際は、実施日、実施内容、実施状況等を任意様式により実施後30日以内に市長へ報告しなければならない。

(川づくりの終了)

第21条 実施者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、川づくり終了届（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 川づくりの結果、川づくりプランの目的が達成された場合。
- (2) 川づくりの内容を検討した結果、第2号様式に記載した、実施したい川づくりの全てを実施しない場合
- (3) 風水害等により環境が大きく変化した結果、これ以上川づくりを継続することが困難と実施者が判断した場合。
- (4) その他実施者のやむを得ない事情により、これ以上川づくりを継続することが困難な場合。

2 前項により川づくり活動終了届が提出された場合、市長は川づくり支援決定通知書又は川づくり支援審査結果通知書（第4号様式）により定めた支援期間にかかわらず、川づくり活動終了届を受理した日をもって支援を終了するものとする。

(代表の変更)

第22条 実施者は代表を変更した場合は、川づくり団体代表変更届（第10号様式）を市長に速やかに提出しなければならない。

(川づくり団体結成前の川づくりコーディネーター派遣)

第23条 第6条で定める支援を申請することができる者で、第7条の支援の申請を行うことを検討して

いる者（以下「検討者」という。）は、1回に限り、1人の川づくりコーディネーターの派遣を受けることができる。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りではない。

2 検討者が前項の派遣を受けることができるのは、第4条で定める支援対象活動場所と同様の範囲とする。

3 検討者が第1項の派遣を希望する場合の手続は、第12条を準用する。この場合において、第12条中「実施者」とあるのは、「検討者」と読み替えるものとする。

4 検討者が第1項の派遣を受けた活動を実施した際は、実施日、実施内容、実施状況等を任意様式により実施後30日以内に市長へ報告しなければならない。

5 第1項の派遣において派遣された川づくりコーディネーターの人数は、当該検討者が実施者となった際の第13条における派遣人数に含まれないものとする。

（担当窓口）

第24条 この要綱に定める事項についての事務は、下水道河川局河川部河川流域調整課が行う。

（その他）

第25条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は下水道河川局長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年9月27日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年2月15日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。